

ごみ処理の

有料化から2カ月。

「ごみが減り、資源が増えました。」

ごみの有料化から2カ月がたちました。有料化がスタートして1カ月のごみ量は昨年の4月と比較して大幅に少なくなり、逆に紙類や缶類、ペットボトルなど資源物は増加しています。このように有料化後、ごみの量が少なくなつた原因は、町民のみならずの徹底した分別のためものです。(表1参照)

ごみの有料化は、おおむね順調に進んでおりますが、一部にごみの出し方のルールを守らないケースがあり、現場では処理に困っています。指定袋以外での排出。

現場で一番多い問題は、指定ごみ袋以外で搬出する人がいること。ほんの一部のマナーを守らない町民が指定袋以外で出しています。ちよつと手をかけ正しい分別を。

資源物の量が増えています。が、残念ながら分別の不徹底も増えました。そのため、リサイクルセンターでの処理作業が増えている上に、せつか

く資源物として排出したものが資源化されずに、一般ごみとして処分しなくてはならなくなっています。多くみられる事例を紹介しますので、更に分別の徹底をお願いします。(表2参照)

レシートは一般ごみで。

次に雑紙ですが、みなさんに配布した「ごみ分別の手引き」でレシートも雑紙対象としておりましたが、再生できないレシートもあることが判明致しましたので、リサイクルの雑紙からは除外致します。一般ごみとして排出してください。

粗大ごみを自己搬入する場合も必ずシールを。

粗大ごみにシールを貼らないまま、清掃センターへ搬入し、その場でシールの購入を希望する方がいますが、センターでは、販売していませんので、自己搬入の場合も取扱店で事前に購入してください。

問合せ先 斜里町清掃センター ☎23・1692

(表-1) ごみ量の比較

| 年度 排出区分 | 平成17年 4月 | 平成18年 4月 |
|------------|-------------|-------------|
| | 一般ごみ | 173,870kg |
| 生ごみ | 144,710kg | 118,850kg |
| 粗大ごみ | 120,379kg | 9,440kg |
| 計 | 438,959kg | 203,730kg |

(表-2) 正しい分別にご協力下さい。

| 資源物の種類 | 事例 | 改善方法 |
|------------|---|--|
| ペットボトル | 飲み残しが入っている キャップがついたまま | 内容物はすべて出し切る キャップは必ず外す。キャップは「プラスチック製の容器包装」 |
| プラスチック製の容器 | 弁当・惣菜容器などが汚れたまま入っている 歯ブラシやプラスチックスプーンなど容器包装以外のものが混じっている | 汚れは洗い落とす。汚れが付いたままのものは「一般ごみ」 素材がプラスチックでも、そのものが容器包装ではなく製品の場合は「一般ごみ」 |
| 紙類 | 新聞・チラシ類の中にのり止め雑誌が混じっている 雑誌の中に鼻をかんだティッシュが混じっている | ホチキス止め雑誌は「新聞・チラシ類」、のり止め雑誌は「雑誌類」。「新聞・チラシ類」と「雑誌類」は分けてしる 鼻をかんだティッシュなど汚れた紙は「一般ごみ」 |

『違法駐車取締りが変わります。』

1. 車両の使用者などを対象とした放置違反金の制度が導入されます。

- ・放置駐車違反を行った運転手の責任が追及できない場合には、その車両の使用者(通常は車検の使用者欄に記載されている者)に対して違反金の納付が命令されます。



2. 放置違反金を納付しないと車検拒否、滞納処分の制度が導入されます。

- ・放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、車検手続きが完了できなくなります。また、滞納処分による強制徴収の対象となります。

3. 悪質・危険、迷惑性の高い違反に重点を置き、短時間の放置駐車違反も取締りの対象になります。

- ・放置駐車違反の車両については、駐車時間の長短にかかわらず、確認標章を取り付けることとし、安全で円滑な交通の実現を図ります。また、放置車両の確認事務を民間に委託することとなり、駐車監視員による放置車両の確認と確認標章の取り付け作業が行われます。(平成18年度は札幌市内9警察署で実施されます。平成19年度以降は、都市部を中心に拡大する予定です。)



4. 放置違反金納付命令を繰り返し受けた場合は車両の使用期限が命令されます。

- ・車両の使用者が、同一車両で放置違反金納付命令を繰り返し受けた場合は一定期間(3カ月を超えない期間)車両の使用期限が命令されます。